

平成20年3月14日  
教育研究評議会承認

## 国立大学法人横浜国立大学情報システム運用基本方針

### (情報システムの目的)

第1条 国立大学法人横浜国立大学（以下「本学」という。）情報システムは、本学の憲章に掲げる理念の実現のため、本学のすべての教育・研究活動及び運営の基盤として設置され、運用されるものである。

### (運用の基本方針)

第2条 前条の目的を達成するため、本学情報システムは、円滑で効果的な情報流通を図るために、別に定める国立大学法人横浜国立大学運用基本規則により、優れた秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用され、全学に供用される。

### (利用者の義務)

第3条 本学情報システムを利用する者や運用の業務に携わる者は、本方針及び運用基本規則に沿って利用し、別に定める運用と利用に関する実施規則及び手順等を遵守しなければならない。

### (懲戒)

第4条 本方針に基づく規則等に違反した場合の利用の制限及び懲戒は、別に定める。